

松江市生馬公民館使用に関する決まり

令和元年7月1日から実施

1. 使用の手続き

- (1) 事前に電話等で空き状況を確認してください。(予約は使用する月の1か月前からでき
- (2) 使用日の3日前までに、「使用許可願書」を公民館に提出し、「使用許可書」を受け取ってくだ
- (3) 休日・夜間に使用する場合は鍵を借りに来てください。(使用日の3日前から借りることができ
- (4) 変更、中止の場合はすみやかに生馬公民館まで連絡してください。
- (5) 公民館事業・共催事業が優先となります。使用できないときもありま

2. 使用の手続き(定期的に使用される団体)※(3)～(5)については一般と同様

- (1) 前年度2月末までに、新年度の年間仮予約を受け付けます。「年間仮予約申請書」に
- (2) 毎回使用月の1か月前までに、「使用許可願書」を公民館に提出してください。

2. 使用上の注意事項

- (1) 使用者の備品等の保管は原則できません。※保管を希望される使用者はご相談ください。
- (2) 公民館内は禁煙です。喫煙は指定の場所でしてください。
- (3) 冷蔵庫の使用は当日のみです。長期にわたるときはご相談ください。
- (4) 調理室は滑りやすいので、ゴム製のスリッパをご使用ください。

3. 使用後の注意事項

全室	①公民館使用簿に必要事項を記入してください。 ②ごみは全て、お持ち帰りください。 ③エアコン、換気扇、照明、戸締りを確認し、掃除をしてください。 ※掃除機は、押し入れの中と湯沸し室の中にあります。※モップは掃除用具入れの中にあ
調理室	①水拭きモップ(オレンジ)で床を拭いてください。 ②布巾は、洗って干してください。 ③食器等は元の位置に戻してください。 ④ごみ袋やごみ箱はありません。全てお持ち帰りください。 ⑤火器の点検をしてください。

※夜間・休日使用者は全館を見回り、戸締りの確認後玄関の施錠をしてください。

※自動ドアの施錠も必ず確認してください。

※鍵は専用鍵ポストに入れてください。

4. 使用実費の支払い

使用実費は、使用後速やかに支払ってください。(定期的に使用する場合は月末でも可)
エアコンを使用した場合は、必ず使用簿に記入してください。

5. 館外への備品無料貸し出し

ラジカセ、プロジェクター、音響(マイクなど)等は無料で貸し出しができます。

使用する場合は、「物品借用許可申請書」を提出してください。